

令和2年度 Go To Eat キャンペーンに係る事業のうち
食事券発行委託事業（山口県）

実施報告書

令和4年1月31日

やまぐち GoToEat キャンペーン食事券発行事業共同事業体

【(株)YMFG ZONE プラニング、近畿日本ツーリスト(株)、地域商社やまぐち(株)、
山口県商工会連合会、山口県中小企業団体中央会】

目次

1.本事業の目的	1
2.本事業の実施概要	2
3.本事業の実施内容	3
3.1 実施体制	3
3.2 食事券の発行、販売、回収	4
3.3 食事券の利用、回収後の飲食店への代金の振込	12
3.4 実績確認監査等事業者への報告	14
3.5 相談窓口・申請案内等事業者との連携	14
3.6 加盟店の新規加盟促進	15
3.7 販売店舗の周知	20
3.8 消費者の利用促進	20
3.9 食事券の不正防止対策	30
3.10 問合せ対応	32
4.所見	35

1.本事業の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大は、観光需要の低迷や、外出の自粛等の影響により、地域の多様な産業に対し甚大な被害を与えている。

このため、新型コロナウイルス感染症の流行の収束状況を見極めつつ、甚大な影響を受けている飲食業を対象とし、期間を限定した官民一体型の需要喚起キャンペーンを講じる。

本事業は、山口県内においてプレミアム率を付与した食事券を発行・販売し、飲食店の利用促進・消費喚起を促すことで、飲食店の維持及び継続営業を実現し、食材を供給する農林漁業者の事業継続を支援することを目的とする。

2.本事業の実施概要

仕様書及び委託事業計画書に基づき、令和2年10月5日（月）のWEB先行販売を皮切りにGo To Eat やまぐち食事券（以下、食事券）の販売を実施した。実施概要は表2-1の通り。

食事券名称	Go To Eat やまぐち食事券		
発行総額	100億円	発行セット数	100万セット
構成/1冊	<ul style="list-style-type: none"> ・額面：10,000円 内プレミアム分：2,000円（プレミアム率：25%） ・販売額：利用者に8,000円で販売 ・構成内訳：10枚綴り（1,000券×10枚） 		
購入限度	1回の購入あたり2セット（20,000円分）まで購入可能 （※）WEB販売は1申込2セット限定で販売		
販売期間	令和2年10月5日（月）～令和3年9月30日（木）迄		
利用期間	令和2年10月20日（火）～令和3年10月31日（日）迄		
事業期間	令和2年8月28日（火）～令和4年1月31日（月）迄		
販売実績	（額面金額）8,479,440,000円 ※販売率:84.8%		
換金実績	（額面金額）8,441,567,000円 ※換金率:99.6%		
加盟店数	2,083店舗 ※令和3年10月31日時点		

表2-1 実施概要

年 月	令和2年			令和3年												
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
食 事 券	販売期間	食事券販売期間：令和2年10月5日～令和3年9月30日 （内停止期間：令和3年5月18日～令和3年6月20日、令和3年8月17日～令和3年9月26日）														
	利用期間	食事券利用期間：令和2年10月20日～令和3年10月31日 （内利用自粛期間：令和3年5月18日～令和3年6月20日、令和3年8月17日～令和3年9月26日）														
	換金期間	食事券換金振込期間：令和2年11月30日～令和3年11月30日 （※換金遅れ対応として、12月17日に追加換金）														

図2-1 食事券販売・利用及び換金期間

3.本事業の実施内容

3.1 実施体制

「令和2年度 Go To Eat キャンペーンに係る事業のうち食事券発行委託事業」に関わる企画遂行を共同で営むことを目的とした「やまぐち Go To Eat キャンペーン食事券発行事業共同事業体（以下、「事業体」）」を設立し、代表企業である株式会社 YMFG ZONE プラニング（以下「YMZOP」）、近畿日本ツーリスト株式会社（以下「KNT」）、地域商社やまぐち株式会社（以下「地域商社」）、山口県商工会連合会（以下、「連合会」）及び山口県中小企業団体中央会（以下「中央会」）の5社で事業を実施した。

【代表企業】

住所	下関市竹崎町四丁目2番36号		
社名	株式会社YMFG ZONEプランニング		
役職名	代表取締役	代表者名	蔵重 嘉伸
担当業務	<ul style="list-style-type: none"> ・本委託事業全体の企画立案 ・実施運営にかかる統括管理 ・各構成員との連絡調整 ・各種集計管理、報告書作成 		

【構成員】

住所	東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル36階		
社名	近畿日本ツーリスト株式会社		
役職名	代表取締役社長	代表者名	高浦 雅彦
担当業務	<ul style="list-style-type: none"> ・食事券の発行、販売（窓口販売）、回収、精算にかかる実務 ・問い合わせ対応（コールセンター） 		

【構成員】

住所	下関市竹崎町四丁目2番36号		
社名	地域商社やまぐち株式会社		
役職名	代表取締役社長	代表者名	中村 悠太
担当業務	<ul style="list-style-type: none"> ・食事券販売（インターネット販売） 		

【構成員】

住所	山口市中央4丁目5番16号 山口県商工会館3階		
社名	山口県商工会連合会		
役職名	会長	代表者名	藤村 利夫
担当業務	<ul style="list-style-type: none"> ・各商工会への周知、加盟飲食店募集 ・食事券販売（窓口販売） 		

【構成員】

住所	山口市中央4丁目5番16号 山口県商工会館6階		
社名	山口県中小企業団体中央会		
役職名	会長	代表者名	和田 卓也
担当業務	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街振興組合、企業組合等への周知、加盟飲食店募集 		

表3-1 事業従事会社概要及び担当業務

やまぐち Go To Eat キャンペーン実行委員会では、事業体代表企業の YMZOP を事務局とし、食事券管理・問い合わせ対応は KNT、新規加盟店登録支援は連合会（連合会は対面販売も実施）・中央会、WEB 販売は地域商社が業務を遂行した。また、本事業の広報を、株式会社中国四国博報堂（以下「博報堂」）に再委託した他、KNT の外注先として、食事券の換金はヤマトシステム開発株式会社（以下「ヤマト」）、振込資料作成は株式会社 KNT ビジネスクリエイティブ（以下「KBC」）が事業に関与した。

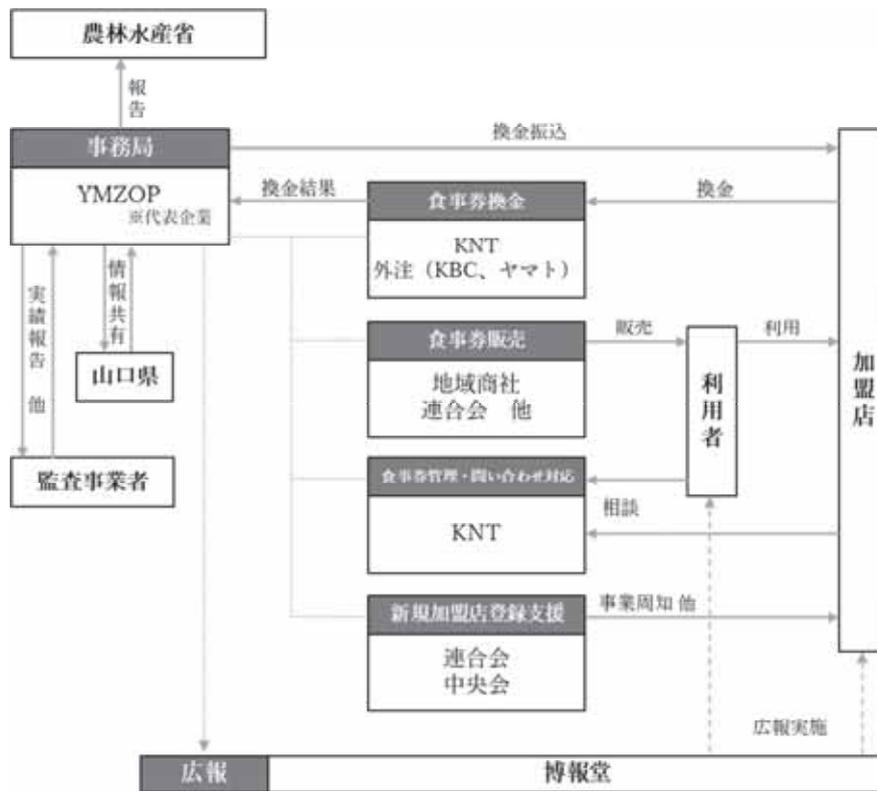


図3-1 やまぐち Go To Eat キャンペーン実行委員会 体制図

3.2 食事券の発行、販売、回収

(1) 食事券の発行

山口県実行委員会券 77.5 万冊、ローソン券 22.5 万冊の合計 100 万冊を発行した。

図3-2 食事券の発行

【山口県実行委員会券】



※次頁へ続く

【ローソン券】



(2) 食事券の販売

①販売店舗の選定

食事券の販売店舗を選定するにあたり、以下の条件を満たす事業者を選定することとし、県民に広く販売できるようにした。

【販売店舗の応募資格】

引換販売店舗参加資格として、山口県内に事業所、店舗等を有する事業者とし、県内店舗等で食事券の引換販売が可能であり、以下の要件をすべて満たしているものとする

- a) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業を行っていない事業者
- b) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていない事業者
- c) 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当しない事業者

d)金庫など十分なセキュリティのもとで、1ヶ月以上商品券を適切かつ安全に管理・引換 対応ができる事業者
e)サービスカウンターなど商品券の引換に適した場所を設置できる（している）事業者
【販売店舗の選考基準】
a)上記の応募資格を満たしているか
b)県民に広く行き渡らせることのできる、店舗等のネットワークを有しているか
c)類似業務経験やノウハウを有しているか
d)価格の適切性があるか
【遵守事項】
a)当選者への引換販売にあたり、適正な販売体制、食事券代金の管理体制の構築 ※3密（感染）防止策、安全対策など
b)食事券を受け取ってから引換されなかった券が回収されるまでの食事券の適正管理

表 3-2 販売店舗選考基準

②販売店舗の設置

販売店舗選考基準（表 3-2）に則り、基準を満たす 14 社 208 店舗（WEB 販売は 1 店舗で計算）で食事券を販売した。

	販売開始月	販売終了月	販売店名	拠点数
1	令和2年10月	令和3年5月	WEB販売（地域商社）	1
2	令和2年10月	令和3年8月	県内ローソン（111店舗）	111
3	令和2年10月	令和3年1月	商工会	41
4	令和2年11月	令和3年3月	丸久（アルク・アトラス）	22
5	令和2年11月	令和3年9月	山口井筒屋	3
6	令和2年11月	令和3年9月	大丸下関	1
7	令和2年12月	令和3年9月	小野田商業開発	1
8	令和2年12月	令和3年9月	下松商工会議所	1
9	令和2年12月	令和3年1月	岩国商工会議所	1
10	令和2年12月	令和3年9月	株式会社イズミ	13
11	令和2年12月	令和3年9月	株式会社フジ	10
12	令和3年1月	令和3年9月	山口県職員会館売店（県庁内）	1
13	令和3年2月	令和3年9月	下関市役所 売店	1
14	令和3年2月	令和3年9月	下関フィッシャーマンズワーフ	1
			合計	208

表 3-3 販売拠点一覧

③販売店舗マニュアル

各販売店舗には、販売店舗の告知キット（3.7 販売店舗の周知）に加え販売マニュアルを作成し配布した。マニュアルには、a)事業の概要について、b)食事券について、c)販売店舗運営にあたってのご依頼事項、d)食事券の納品について、e)食事券の販売数・売上金と在庫の管理について、f)売上金の納金について、g)食事券販売手数料のお支払いについて、h)配布物一覧の8項目について記載した（詳細は別添1の「販売店マニュアル」参照）。

④食事券の納品方法・販売管理

食事券の納品は、食事券担当である KNT が立ち合い、各販売店舗に納品した。また、食事券の授受を明確にするため、「納品明細書」「納品確認書」「受領書」を交わした。

食事券の販売は、山口県実行委員会券、ローソン券いずれも、10枚綴り（10,000円=1,000券×10枚）を8,000円、1人1回当たり上限2冊までとして販売を行った。但し、同一者が複数回購入することは制限していない。

食事券の販売状況は、販売店舗が「販売報告書」等で日々管理しているものを、KNTが週次・月次で確認し把握した。また、原則、毎月10日までに販売店舗に請求書を発行し、食事券の販売代金の回収を行った。

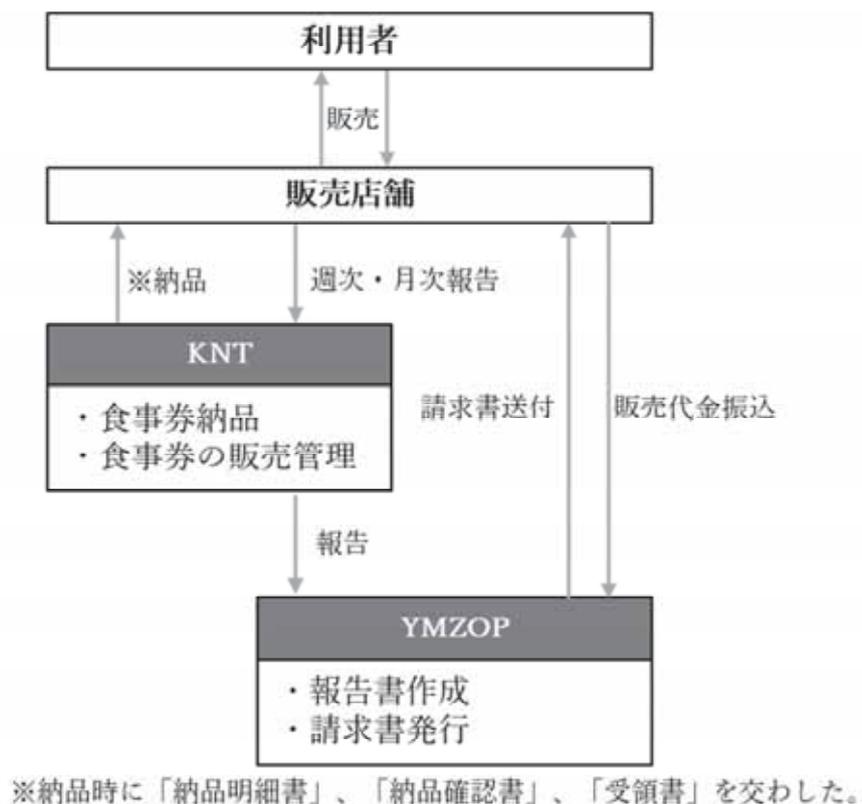


図 3-3 食事券管理・報告フロー

⑤対面・ローソン販売

対面販売は、販売店舗の営業時間にあわせて販売を行った。

ローソン販売は、店内 Loppi で申込を行い、レジで発券を行った。

いずれの販売方法についても、事前予約はなく、先着順での販売とした。

⑥WEB 販売

利用者の食事券購入から手元に届くまでの流れは図 3-4 の販売フローの通りで、資金決済確認後、一週間程度で購入者に納品される。

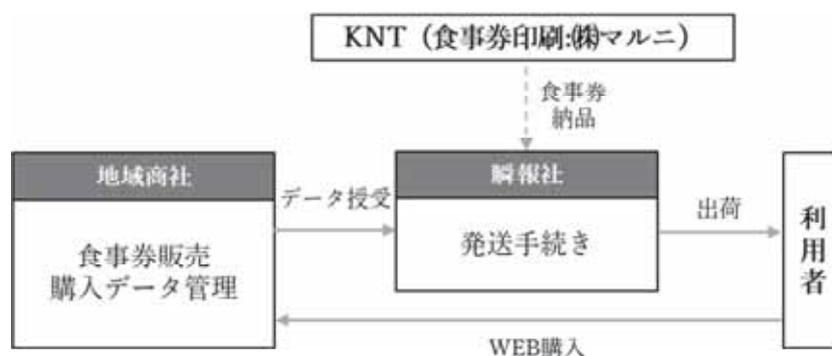


図 3-4 販売フロー

a)購入・決裁方法

WEB 販売は、地域商社のシステムを利用して実施した。食事券の購入サイトは、単独のドメインは取得せず、本事業の専用のホームページの「購入方法」の「WEB 販売」に設定したリンクから遷移するように設計した。また、購入手続き終了後には、購入者のメールアドレスにメール送信を行い購入が完了した旨の通知を行った他、食事券を発送した際には、購入者宛てに配送追跡アドレス、伝票番号が送信される仕組みとした。



TOP 画面



購入方法画面



購入画面

図 3-5 購入手続き画面

b) 食事券発送手続き

食事券の出荷準備は、以下の通り実施した。

- ・ 食事券 2 冊を透明な袋に封入し、2 冊入りであることを表記したラベルを貼付。
- ・ レターパックプラスに封入したうえで、差出人ラベルを貼付し、重量と厚さを検査（写真 3-1）。食事券が 2 冊入っていない場合、両検査においてエラーがでる仕組みを構築した。
- ・ 検査を完了したレターパックプラスは 100 セットずつ段ボールに入れ、食事券番号を記入した札をつけ、保管庫で保管（写真 3-2）。



写真3-1 (左) 厚さ検査、(右) 重量検査



写真3-2 保管

食事券の出荷作業は、以下の通り実施した。

- ・当日出荷する分の宛名ラベルを印刷。
- ・作業者が数量を確認しながら、宛名ラベルを貼付 (写真3-3)。
- ・スキャナーで宛名ラベル、食事券番号 (事業途中から導入)、レターパックプラスのバーコードの3つを読み取り (写真3-4)、誰にいつどの食事券を発送したかがわかるように管理。



写真3-3 宛名ラベル貼付作業風景



写真3-4 スキャナーでの読取風景

(3) 食事券の回収

利用者が食事券を利用した際に、加盟店は提示のあった食事券が山口県実行委員会券又はローソン券（本事業該当券）であるか、偽造食事券ではないか等を確認し、裏面に加盟店印の押印と加盟店コードの記入を行ったうえで、加盟店控を切り取り、半券及び換金用伝票を専用封筒に入れ、レターパックプラスでヤマトに送付するスキームとした。これらのフローについては、別添2の「加盟店マニュアル」に記載した。

食事券の計測は、山口県以外の食事券等が混在していないかチェックしたうえで、加盟店毎かつ各券2回ずつカウンターで計測し換金用伝票に記載の枚数と一致しているかを確認した。枚数等に相違がある場合は作業者を代えて最大2回計測を行い、差異が確定したらKNT 経由で、加盟店に連絡し調査を行った。

計測後は、換金用伝票に記載の計測結果をデータとして打ち込み、集計データを KBC へ提出し、計測済み食事券を保管倉庫に移動させ保管した。

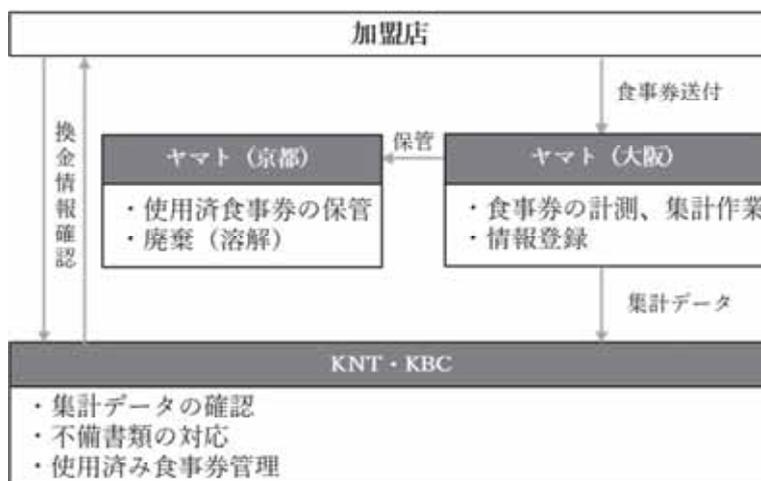


図 3-6 回収・計測フロー



写真 3-5 作業風景

※令和3年3月18日に現地実査を実施。